

令和元年
第 10 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和元年 10 月 29 日（火） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 20 人）

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	5 番 宮原 耕一
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番 松永 正美
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 0 人）

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 59 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 60 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 61 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定
について
- 日程第 8 議案第 62 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定
について
- 日程第 9 議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計
画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 64 号 非農地証明願いについて

○ 日程第 11 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼，係員 中村 信介，内 良一

農地係長 塗木 芳浩，係員 川畑 和成，西野 政則，中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。

ただいまの出席人員は 20 名で、会議の定足数に達しております。これより令和元年第 10 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 153 頁を御覧いただきたいと思えます。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、2番 今市委員、3番 栗ヶ窪委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日10月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画、並びに農地法第18条第6項及び議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

まず始めに農地法第18条第6項による通知事案ですが、2件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん他の申し入れです。中間管理事業への載せ替えと貸人主導によるものとなっております。

地目の内訳は畑が2筆の9,170㎡で、地域別では潁娃と川辺が1件ずつです。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は23件の合意解約がなされました。賃貸人が霧島市隼人町の〇〇〇〇さん、賃借人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの14件、借人主導によるもの9件となっております。

地目の内訳は、田が7筆の2,083㎡、畑が31筆の41,280㎡、地域別では潁娃9件、知覧11件、川辺3件となっております。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は10頁から13頁で、今回は、新規認定2件、再認定2件であります。

一覧表は11頁、新規認定個別表は、12頁になります。

まず、整理番号1、枕崎市の〇〇〇〇です。

現在、養豚の一貫経営を行っていますが、今後は、規模拡大により更なる経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、外国人労働者の雇用やパソコン等の活用で経営分析に努めるとともに、制度資金を活用し豚舎等の整備を行いたい考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、甘しょ、人参、葉たばこ等の複合経営を行っていますが、規模拡大や良質な品種で生産量を上げることで、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋や複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

なお、再認定2件の個別表は、資料の13頁になりますので、お目直しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第59号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定に

ついてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず田中委員
お願いします。

田中委員

審議番号1番です。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

4条と、同時申請です。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇の一部、畑の2,058㎡のうち1,017㎡で、
〇〇自治会の北側付近に位置します。

申請人は、農業を営んでおり、農業用倉庫を確保しようとするもので、農
用地から農業用施設用地への用途区分の変更を行うものです。

申請地はすでに農業用倉庫となっており、申請人の父が生前に農業用倉庫
及び茶工場を建築し始末書が添付されています。なお、茶工場は現在稼働し
ていません。

これについては、南薩土地改良区が畑かん給水栓更新の際に指摘があり、
申請されたものです。

審議番号2番です。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。

5条と、同時申請です。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇、畑の1,418㎡で、〇〇自治会の西側付近
に位置します。

申請人は、介護・看護事業を営む法人であり、申請地を借り受けて、従業
員約20名及び入居者関係者や納入業者車両用として4台分の駐車場を確保
しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

申請地はすでに駐車場となっており、始末書が添付されております。

議 長

次に、松永委員お願いします。

松永委員

審議番号3番です。

申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。

4条と同時申請です。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑の2,598㎡で、〇〇自治会の
南側付近に位置します。

申請人は、社会福祉事業を営む法人であり、障害者施設の移転に伴い、職
員約40名及び入所者関係者用として50台の駐車場を確保しようとするもの
で、農用地区域から除外をするものです。

審議番号4番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

4条と同時申請です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇の一部、畑の2,737㎡のうち499㎡で〇〇自治会の西側付近に位置します。

申請人は、農業を営んでおり、農業用倉庫を確保しようとするもので、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更を行うものです。

申請地はすでに農業用倉庫となっており、申請人の父が生前に農業用倉庫を建築し始末書が添付されています。

これについては、南薩土地改良区が畑かん給水栓更新の際に指摘があり、申請されたものです。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 審議番号5番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外1筆、畑の1,290㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請人は、建設業を営んでおり、業務拡大により、会社事務所に隣接する申請地に資材置場を確保しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

審議番号6番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

5条と同時申請です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外1筆、畑の405㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

審議番号7番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑の796㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、本年度より営農経営主となり、現在借家住まいで、実家近くに農家住宅を建築しようとするもので、農用区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなつていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

補足説明を終わります。御審議方よろしく願ひいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 59 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 60 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。

39 号からになります。今回の申請は、所有権移転 10 件になります。

所有権移転について、譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃

町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。

内訳は、田が3筆で4,635㎡、畑が23筆で19,777.48㎡となっています。

理由は、1番、2番、4番、6番、10番が規模拡大、3番、9番が親戚、5番が知人から受贈、7番、8番が相手方の要望による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、田が10aあたり、197,000円から270,000円で、畑が304,000円から5,040,000円で売買される予定です。

地域別では、潁娃4件、知覧5件、川辺1件でございます。

また、法第3条第2項各号の判断については、42～46ページの調査書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第60号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第60号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第61号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。田中委員をお願いします。

田中委員 審議番号1番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地及び申請理由は、先ほど用途変更で申したので省略します。

議 長 次に、松永委員お願いします。

松永委員 審議番号2番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で申したので省略します。

審議番号3番です。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地及び申請理由は、先ほど用途変更で申したので省略します。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

4条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番3番です。

立地基準ですが、農用地区域内農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、不許可の例外である農用地区域内農地の「農用地利用計画指定用途」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号2番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、農地と隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、農地部分2,598㎡が全体面積9,372.9㎡の3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外である「隣接地一体事業」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、既存施設については解体し、とりあえず駐車場として利用することです。

なお、審議番号1番3番は用途変更後に県常設審議会へ意見聴取となります。また2番は農振除外見込み後以降に県常設審議会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第61号 農地法第4条申請に対する許可並びに意見聴取決定については，申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって議案第61号に係る案件については，申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に，日程第8 議案第62号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって現地調査員から，所有権移転7件の御報告をお願いします。松永委員をお願いします。

松永委員 審議番号1番です。
譲受人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
譲渡人は，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は，潁娃町〇〇〇〇番〇，畑の411㎡で，〇〇自治会の北側付近に位置します。
申請人は，社会福祉事業を営んでおり，施設通所者及び関係者の駐車場が不足しているため，申請地を譲り受けて，駐車場を確保しようとするものです。

議長 次に，松村委員をお願いします。

松村委員 審議番号2番です。
譲受人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲渡人は，知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は，知覧町〇〇〇〇番〇，畑の304㎡で，〇〇〇西側付近の〇〇自治会に位置します。
申請人は現在，妻の祖母宅に借家住まいであるが老朽化のため，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号3番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑の497㎡で、〇〇〇西側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号4番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲渡人は、神奈川県横須賀市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆，畑の410㎡で、〇〇〇東側の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号5番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん 他2名です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番，畑の345㎡で、〇〇〇東側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、隣接地に住居及び事務所があり、写真教室を開くにあたり駐車場がないため、申請地を譲り受けて、駐車場を確保しようとするものです。

議 長 次は、月野委員をお願いします。

月野委員 審議番号6番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の420㎡で、〇〇〇の西側の〇〇自治会に位置します。

申請人は、仏壇店の役員であり、仏具に使うヒバを乾燥させる場所及び会社車両3台の駐車場を必要とするため、隣地の申請地を譲り受けて、貸資材置場及び貸駐車場を確保しようとするものです。

なお、申請地はすでに申請人へ貸駐車場としており、始末書が添付されています。

また、許可後は有限会社〇〇〇〇へ貸資材置場及び貸駐車場としての使用貸借契約書が添付されています。

審議番号7番です。

譲受人は、先ほどの農振除外で申した〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 他1名です。

申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で申したので省略します。

議長 次に、賃貸借権設定3件について報告をお願いします。田中委員をお願いします。

田中委員 審議番号1番です。

譲受人は、先ほどの農振除外で申した 有限会社〇〇〇〇です、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由は、先ほど農振除外で申したので省略します。

審議番号2番です。

譲受人は、北九州市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の1,464㎡で、〇〇自治会の西側付近に位置します。

申請人は、売電により生計を立てるため、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を借り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

なお、南側の山林は立木伐採の承諾を得ているとのことでした。

議長 次に、松永委員をお願いします。

松永委員 審議番号3番です。

譲受人は、曾於市の株式会社〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、田の1,131㎡で、〇〇自治会の東側付近に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、隣接地に太陽光発電施設を設置するにあたり、申請地を借り受けて、排水施設を整備しようとするものです。

なお、水路部分の一部ではありますが、1筆を借り受けるものです。

議長 次に、使用貸借権設定1件について報告をお願いします。田中委員お願いします。

田中委員 審議番号1番です。
譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧〇〇〇〇番〇の一部、畑の968㎡のうち495㎡で、〇〇〇東側付近の〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家に住んでおり、申請地を義父から借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。
立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請人が土地収用法第3条第23項の社会福祉事業の用に供する施設に該当することから第1種農地の不許可の例外である「収用法対象事業」と判断されます。
関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号2番 3番 4番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に〇〇〇と〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号5番 7番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、5番は既存の集落に接続しており業務上必要な施設であることと、7番は申請地が概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

なお、代替地の検討をしたが他に適地が見つからなかったとのことでした。

関係行政庁の許認可等については、7番が農振除外後に土地改良区から

の意見書が提出されることとなっています。

審議番号6番と賃借権設定2番3番と使用賃借権設定1番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、2番は経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

賃借権設定1番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、第1種農地の審議番号1番5番は来月県常設審議会へ意見聴取となります。また7番と賃借権設定1番は農振除外見込み後以降に県常設審議会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第62号 農地法第5条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第62号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 ここでしばらく休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時05分開議

議 長

再開します。

次に、日程第9 議案第63号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

103 号からになります。

「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他14件で、理由は規模拡大であります。

地目の内訳は田が11筆の4,853㎡、畑が28筆の36,811㎡であります。

申請農地の取引価格については10a当り、畑の290,000円～1,050,000円で売買される予定です。地域別では、穎娃11件、知覧3件、川辺1件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。107 号からになります。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか177件になります。

設定面積は、田が11筆で13,831㎡、畑が294筆で357,175㎡の合計305筆の371,006㎡になります。地域別では、穎娃18件、知覧137件、川辺23件、合計178件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。137 号からになります。

利用権を設定する者は、福岡県の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他9件になります。

設定面積は、田が5筆の2,085㎡、畑13筆の12,540㎡で合計18筆、14,625㎡になります。

地域別では、穎娃6件、知覧4件、合計10件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号50番、51番については下之門委員が議事参与の制限に該当しますので、

まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の内、番号 50 番、51 番を除く 176 件の案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の内、番号 50 番、51 番を除く 176 件の案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 63 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、下之門委員の退室を求めます。

(下之門 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号 50 番、51 番については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。下之門委員の入室を

許可いたします。

(下之門委員 入室)

議 長 下之門委員に報告いたします。議案第 63 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり
適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 64 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。はじめに松永委員お願いします。

松永委員 審議番号 1 番から 3 番です。
申請地は、植林を行い 30 年以上前から山林であるとの申請ですが、現地調査の結果、間違いなく植林後 20 年以上が経過しており、簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。
なお、申請地及び周辺は 3 月の総会において農振除外の申請があった箇所
で、太陽光発電の計画があります。

議 長 次に、松村委員お願いします。

松村委員 審議番号 4 番から 6 番です。
この案件は、先月の現地調査において申請地を詳しく確認できなかったとのことで保留とした案件です。
申請地は、雑木、雑草等の植生の状態にあり、原野であるとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
審議番号 1～3 番は非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準 5 条第 2 項（イ）に基づき判断、審議番号 4～6 番は非農地の基準 5 条第 2 項（ウ）に基づき判断したところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。
また、4～6 番の申請地が農振農用地区域内農地ではありますが、5 条第 3 項により農政課と協議を行い特に影響ないとのことで、農振除外については

外周部でないため出来ないとのことでした。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 64 号 非農地証明願ひについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。
よって、議案第 64 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

松村委員 地主からの相談で耕作者が次の人に貸して借地料をもらっている。転貸をしているという話を聞きました。このことをどう考えていますか。

貸して農業生産性をあげてもらいたいし、市の農業も潤わないといけない。そのへんのことをどう考えていますか。今日じゃなくてもいいですが、どれくらいの実態があるのか。また、地権者、耕作者、第 3 の借りた人、借地料の問題、そのへんについて農業委員会はどのように考えているかと言われましたので、一報として入れておきます。

議 長 事務局も急には答えられないとのこと、来月、また、報告します。

議 長 ほかにありませんか。

仁田尾推進委員

畑かん地区で所有権移転をした分ですが、土地改良区と農業委員会で連絡をとりあうことはできないでしょうか。前は土地の名義が変わったときに農業委員会から土地改良区に連絡がたって書類が送ってきましたが、今

はされていないようです。

議長 私知っている限りでは、お互いに連絡をとりあってミスがないようにやっているつもりなんですが。

事務局長 今、仁田尾さんが言われたのは、畑かん地区の名義をかえる事務も土地改良区と連携をとってできないかということですよ。

そのことについては、事務担当と話をしたこともあるんですが、旧知覧町では一緒にした方が漏れもないし、間違いもないから土地改良区から名義変更の書類を頂いてやっていた経緯があります。颯娃地域では会長が言われたように相対でやっているようですが、皆さん方から一緒にやって欲しいという要望があればこちらも土地改良区に連絡をして確認をし、様式を頂いてそのようにしたいと考えています。

議長 そういう手法でよろしいですか。

仁田尾推進委員

はい。

議長 土地改良区と農業委員会が連携して、同時進行で進めていくということです。

議長 ほかにありませんか。

下之門委員 畑かん地区の土地の貸し借りがあるんですが、売買の話になり、畑かん設備は要らないとなった場合、権利の放棄はできるんですか。

事務局長 畑は必要だけど水は要らないということですよ。その施設をはずすには経費がかかります。それが簡単にできるかわかりませんので、その案件については、南薩土地改良区に直接、確認してもらえればと思います。

下之門委員 水は要らないから、解消してくれという話があります。

事務局長 議会の所管事務調査のなかで、畑かん地区の課題ということでそういう話もありました。農家からそういう要望もあったと聞いています。

普通の黒畑は反当 3,000 円、防霜は 12,000 円から 13,000 円の水代があります。お茶用の部分はそれように施設も規模の大きいものをつくって

るので、かりにお茶を抜根して畑にしたとしても水代は13,000円払って頂かないと土地改良区の運営はできないのでそれはできないという意見でした。

従って、はずしたとしてもそれだけのお金は払わないといけないようです。

下之門委員 わかりました。

議 長 ほかにありませんか。

松村委員 今回、現地をみましたが、代書や申請者によって、境界杭をしてあって、ポールとひもをしてあるところもあります。何もしていないところもありました。

事務局側が「何日に現地調査がありますから、境界・ポールとか目印してください。それがないと保留になる可能性があります。」と窓口で言って欲しいです。

議 長 それは要望でよろしいですか。

松村委員 是非して欲しいです。

前回、保留になった非農地は、今回は刈払いして境界もちゃんとして棒を立ててテープをしてありました。そういう風に行っていると我々も調査がし易いし、確認もしやすいです。

農地係長 来月からの案件については、そのように行政書士や申請者に話をしたいと思います。現地がそれなりに不備があった場合は、どしどし保留にしても構わないと思っております。

事務局長 今、係長が言いましたように、代書さんによって対応がまちまちです。今後は、ちゃんと指導をしてまいります。

東 委員 中間管理機構の利用について、条件が合わない場合、私たちの指導はどうしたらいいのでしょうか。それと賃貸借期間中に売買の話が出た場合、賃貸借を解約できるのでしょうか。

事務局長 賃貸借期間中に売買となった場合、経営基盤と同じで中間管理の合意解約の書類を出して頂いて、そのあと売買すれば何も問題ないと思います。

それと、中間管理事業で地区を指定して集団的に契約していますが、個別に契約するのは何ら問題はないです。

東 委員 ある程度、広さとか条件が伴いますよね。どこでもいいというのはどうなんでしょうか。

事務局長 その個別については、農政課サイドに確認して、また来月でも回答します。

仁田尾推進委員

先月の農地集積の合意解約の件ですが、3年くらい前から耕作放棄地で茶畑です。補助事業で防霜施設が設置してあります。耕作放棄地となり、2～3メートル伸びているので、農業委員会に補助をもらって抜根をして黒畑にしようと思っています。畑かんの設備がまんなかになり移動の費用もいります。抜根の申請書があればもらいたいということです。

事務局長 耕作放棄地を解消するための申請書のことですね。それについては、地番と場所を教えて頂ければ書類をつくって印鑑をもらう形でやっています。その場合、自分の土地はできないので、人の荒れ地を借りてその事業をして補助を出すことになります。

もうひとつが、畑かん地区で茶園を抜根して黒畑にしても、南薩土地改良区に払う水代13,000円はかわりませんのでそこは理解して下さい。

仁田尾推進委員

その権利を受ける人がいればいいんですが、受ける人がいないんです。

事務局長 土地改良区に確認しましたが、お茶畑の場合は、そのエリアに農地を持って権利のある人でないと名義が変えられないということでした。

(この後、しばらく雑談が入り記録不能)

永山委員 ボーボーなったのにはでません。ちゃんと中刈機できれいに管理したものを抜根しないと補助はでません。申請は2月です。

仁田尾推進委員

何かいい方法があったら教えて下さい。

議 長 また来月，回答します。推進委員さんは来月来られないから，12月になりますね。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが，事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。また，12月の総会と忘年会は知覧で開催することと，利用権設定業務について，件数が多い場合は，今後は推進委員だけでなく農業委員も協力して欲しい旨の依頼)

議 長 只今の件について，御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので，以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

 これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第10回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時37分